

関市社会福祉協議会 レクリエーション備品貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という）が所有するレクリエーション備品を貸し出すことに関し必要な事項を定め、もって地域福祉活動の活性化を図るものとする。

（貸出備品）

第2条 貸出を行う備品は別に定める「レク貸出備品一覧」の通りとする。

（貸出対象）

第3条 貸出ができる団体は、次に定める通りとする。

- （1） 市内で活動を行う団体等
- （2） その他、本会会長（以下「会長」という）が特に認める団体等

（貸出の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は貸し出しをしない。

- （1） 営利目的に使用するとき
- （2） 政治的、宗教的行事またはこれに類する行事に使用するおそれがあるとき
- （3） 公序良俗に反訴するおそれがあるとき
- （4） 目的外に使用すると認められたとき
- （5） その他、会長が適当でないと認めるとき

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、原則1週間以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（貸出料金）

第6条 貸出料金は無料とする。

（貸出申請）

第7条 備品の貸出を希望するもの（以下「使用者」という）はレク備品借用申請書（様式1）を記入し本会へ申請する。

（貸出決定）

第8条 貸出決定は原則として申請書の受理順とする。

（申請・受取・返却）

第9条 備品の申請・受取・返却は、事務局、武儀支所、洞戸支所で行う事ができる。ただし、武儀支所、洞戸支所での申請・受取・返却は次に定める通りとする。

武儀、洞戸支所

毎週月・水・金（祝日、年末年始は除く） 9時～15時まで必ず、支所の職員の立会いのもと受取・返却を行うこととする。

事務局

毎週月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く）

(使用者の責務)

第 1 0 条 使用者は備品を丁寧に扱い紛失、故障や破損しないよう管理するものとする。

(破損・事故責任)

第 1 1 条 備品の使用によって生じた破損や事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。